

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和2年5月1日

香川県知事 浜田 恵造

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
株式会社カトーサービス	加藤 光代	観音寺市坂本町4丁目6番3号	令和2年3月1日